

提出の主体（誰が提出するか）に関するよくある質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|---|
| 1 | 共同発明における各様式の提出は、誰が行えば良いのでしょうか？ | 発明に貢献した各受託研究機関から、それぞれ知財様式の提出をお願いします。 ただし、代表研究機関とその機関からの再委託先研究機関との共同出願の発明等の報告は、代表研究機関から提出頂ければ良く、再委託による受託研究機関からの提出は不要です。 |
| 2 | 技術研究組合における知財様式の提出は、誰が行えば良いのでしょうか？ | 技術研究組合における知財様式の提出は、技術研究組合又は技術研究組合員のいずれでも問題ありませんので、事前に提出者を決めた上でご対応下さい。 |

発明等報告（知財様式3）に関するよくある質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 知財様式3はどのタイミングで提出すればよいですか？ | 発明等創出後、遅滞なく提出して下さい。 |
| 2 | 委託研究の成果が出願に至らない場合で学会発表する際、知財様式3による報告が必要ですか？ | 出願に至らない場合であっても、発明等と認識する場合には、知財様式3の報告が必要です。 |
| 3 | 知財様式3は、発明等創出の時点で報告することとされていますが、研究者からの個別の相談事項毎に報告する必要がありますか？ | 個別の相談事項に係る成果が発明等と認識される場合は、知財様式3の報告が必要です。 |
| 4 | 優先権主張出願（基礎出願から発明の追加がない場合）または分割出願を行う場合、基礎出願や原出願とは別個に知財様式3を提出する必要があるでしょうか？ | 別個の知財様式3は提出不要です。基礎出願または原出願の知財様式3に紐付けて知財様式4をご提出下さい。 |
| 5 | AMED委託研究開発の成果ではない基礎出願に、AMED委託研究開発の成果を加えて優先権主張出願を行いました。この場合、発明報告（知財様式3）、出願報告（知財様式4）の提出は必要でしょうか？ | 優先権主張出願に係る発明については、発明報告（知財様式3）、出願報告（知財様式4）のいずれも必要ですのでご提出下さい。提出時に、バイ・ドール報告システムの「通信欄」に、基礎出願はAMED委託研究開発の成果ではない旨記載をお願いします。 基礎出願に係る発明については発明報告（知財様式3）、出願報告（知財様式4）のいずれも不要です。 |
| 6 | 知財様式3の提出後、出願段階で発明の名称が変更となった場合、知財様式3の発明の名称を修正する必要があるか？ | 知財様式3を修正する必要はありません。（発明の名称が知財様式3と当該出願段階で提出いただく知財様式4との間で異なることとなりますが、問題ありません） |

知的財産権出願通知（知財様式4）に関するよくある質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 国際出願の各国移行の際も報告は必要ですか？ | 知財様式4による報告が必要です。 |
| 2 | 分割出願の際も報告は必要ですか？ | 特許等出願に該当するので、知財様式4による報告が必要です。 |
| 3 | EPC出願について登録査定を受け複数のEPC加盟国へ権利登録を行おうと思っています。移行先の国ごとに知財様式4を提出する必要があるでしょうか？ | 知財様式4の提出は不要ですが、設定登録の報告として知財様式5をEPC出願の知財様式4に紐付けて、移行先の国ごとに提出下さい。 |
| 4 | 国際出願の各国移行の際、出願日欄にはどの日付を書けば良いのでしょうか？ | 国際出願の各国移行の場合、出願日欄には「PCT出願日」を記載して下さい。 |
| 5 | 国際出願の各国移行の際、出願番号欄は国際出願の出願番号を書けば良いのでしょうか？ | 国際出願の出願番号は、「PCT出願番号または親番号」に記載して下さい。「出願番号」には国内移行時に移行国ごとに付与される出願番号を記載してください。 |
| 6 | 共同発明に係る特許の共同出願を行ったのですが、知財様式4の発明者欄には自分の機関に所属している発明者だけを書けば良いのでしょうか？ | いいえ。願書に記載のとおり、自分の機関以外に所属している発明者も全て記載して下さい。 |
| 7 | 発明者が複数いる特許出願を行ったのですが、知財様式4の発明者欄にどのようにして複数の発明者を記載すれば良いのでしょうか？ | 発明者欄の下部に「発明者等追加」ボタンがありますので、このボタンを押して発明者の数だけ記入欄を追加して下さい。一つの発明者欄に複数の発明者を記載しないようにして下さい。 |
| 8 | 委託事業の成果に基づく特許出願の際に、留意すべきことはありますか？ | 事務処理説明書の記載例を参考に「令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください。記載する「令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）」は、成果が得られた委託研究開発計画の年度を記載するという点ご注意ください。※出願した年度と異なる場合もあります。 |
| 9 | PCT出願の日本への国内移行（自己指定）の際に、【国等の委託研究開発の成果に係る記載事項】の記載は必要ですか？ | 必要です。PCT出願の日本への国内移行に際しては、国内書面に「国等の委託研究の成果に係る記載事項」欄を設けて、「令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください。 |
| 10 | 知財様式4の提出後、当該出願の取下・放棄を行った場合や、後の出願によるみなし取下となった場合、当該知財様式4の削除は必要ですか？ | 既に提出いただいている知財様式4の削除は不要です。出願を取下・放棄しようとする場合、知財様式5の提出をお願いします。 |
| 11 | 知財様式4において、出願明細書や図面の提出を省略することはできますか？ | 省略することはできません。委託研究開発契約書第10条（2）及び知財様式4記載要領に基づき、出願明細書及び図面の提出をお願いしています。 |

知的財産権出願後状況通知（知財様式5）に関するよくある質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 知財様式5はどのような場合に提出が必要なのでしょうか？ | 出願した特許が登録となった場合、特許出願や登録となった特許権を放棄する場合に知財様式5の提出が必要です。なお、放棄とは特許庁へ放棄／取下書を提出する場合、及び特許査定時に特許料を納付しなかったり、年金期限を超過しても権利維持の年金を納付せずに放置する場合を指します。 |
| 2 | 特許出願していたところ、拒絶査定となり権利化をすることができませんでした。その場合知財様式5の提出は必要でしょうか？ | 不要です。 |
| 3 | 優先権主張出願を行ったところ、基礎出願がみなし取り下げとなりました。その場合知財様式5の提出は必要でしょうか？ | 不要です。 |
| 4 | 拒絶理由通知への応答などでも、AMEDへの報告は必要ですか？ | 拒絶理由通知に対する応答（優先権等）を提出した結果拒絶査定となった場合や、優先権を提出せずに拒絶査定となった場合（拒絶理由通知に対する応答（優先権等）を提出した結果拒絶査定となった場合や、優先権を提出せずに拒絶査定となった場合）については報告は不要です。出願後の対庁手続に関しては、登録、取下・放棄の場合のみ報告してください。 |

知的財産権等移転通知（知財様式6）に関するよくある質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 知財様式6は譲渡人と譲受人のどちらから提出すればよいですか？ | システムの都合上、譲渡人からの提出をお願いいたします。 |
| 2 | 委託研究開発契約書にて権利移転の事前承認申請（知財様式7）の提出が免除されている場合であっても知財様式6の提出は必要ですか？ | 提出が必要となります。ただし、移転後に出願を行う場合には、知的財産権出願通知書（知財様式4）の提出をもって知財様式6の提出に替えることができます。 |
| 3 | 出願前の移転（事前承認を受けた移転、または事前承認を不要とする移転）の場合も、知財様式6の提出は必要ですか？ | 提出が必要となります。ただし、移転後に出願を行う場合には、知的財産権出願通知書（知財様式4）の提出をもって知財様式6の提出に替えることができます。 |

知的財産権移転承認申請（知財様式7）等に関するよくある質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 合併または分割により研究成果の権利が移転する場合、知財様式7の提出は必要でしょうか？ | 不要です。合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア～ウに該当する移転は事前承認の対象から除かれます。 |
| 2 | 特許出願前に、特許を受ける権利を譲渡する場合、知財様式7の提出は必要でしょうか？ | 必要です。知的財産権の移転等には、特許権であれば、特許出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。 |
| 3 | 研究成果として創出した発明について、研究機関としては発明者から特許を受ける権利を承継しない意向なのですが、どのような手続が必要になるでしょうか？ | AMED研究成果については、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め発明者と契約を締結する等必要な措置を講じていただいております。そのため、発明者から特許を受ける権利を承継しないと判断した場合には、研究機関が承継した発明を発明者に移転するものとして、知財様式7により移転承認申請を行う必要があります。AMEDが承認した後に、研究機関から発明者に対して権利移転を行って下さい。 |
| 4 | 共同発明の成果に係る知的財産権の持分を、相手方に譲渡する場合と、放棄する場合では、提出書類に違いはありますか？ | 違いはありません。いずれの場合であっても知財様式7によるAMEDの事前承認が必要です。 |
| 5 | 知的財産権の移転の事前承認、または専用実施権等の設定・移転の事前承認が拒否される可能性がありますか？ | 「研究活動の活性化」や「成果の効率的活用促進」とならない場合や、「我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすような成果の国外流出の防止」が懸念される場合には、拒否される可能性もあります。 |
| 6 | 知的財産権を第三者に移転する場合の、当該第三者との契約内容については、特に制限がないでしょうか？ | 第三者に知的財産権の移転等を行う場合は、委託研究開発契約書第8条第1項各号及び第10条に規定する事項についての遵守義務が承継されるよう、移転先と約定する等、適切な措置を講じてください。 |